平成18年度

大阪府後期高齢者医療広域連合 一般会計決算審査意見書

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員

目 次

第1	審査の対象				•••••	1
第 2	審査の期間					1
第3	審査の方法	•••••	•••••	••••••	•••••	1
第 4	審査の結果	•••••	• • • • • • • • • •	•••••	•••••	1
第 5	意見	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••••	•••••	•••••	2
1.	審査の概要	•••••	•••••	•••••	•••••	2
(]	1) 歳入歳出汐	や算書及び歳入詞	歲出決算事功	頁別明細書	•••••	2
(2	2) 実質収支に	2関する調書	•••••	•••••	•••••	4
(3	3) 財産に関す	「る調書・・・・	• • • • • • • • • • •	•••••	•••••	4
2.	意見	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	•••••	•••••	5
(注)	比率(%)は、小	数点以下第2位	立を四捨五入	した。		

第1 審査の対象

平成18年度一般会計の決算

第2 審査の期間

平成19年9月13日から同年9月25日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、会計管理者から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出 決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等に基づき、 決算計数の確認を行うとともに、予算が適正に執行されているかについて、 必要に応じて担当職員の説明を聴取するなどして審査を実施した。

第4 審査の結果

平成18年度一般会計の決算について審査した結果、決算計数は、関係諸 帳簿及び証書類と符合して正確であり、予算は概ね適正に執行されていると 認めた。

第5 意見

1. 審査の概要

(1) 歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書

平成18年度一般会計決算の概要は次のとおりである。(単位:円)

区分		年	(世)	18年度
予	第 現	額		250,040,000
歳		入	A	154,022,820
歳		出	В	141,314,126
歳入歳出	差引額(A - B)	С	12,708,694
翌年度に	繰り越す~	べき財源	D	0
実質収	支額 (C	- D)	Е	12,708,694

本年度は、予 算 現 額 250,040,000円 に対し

歳 入 154,022,820 円

歳 出 141,314,126円 で

差引額は、 12,708,694円 になっている。

本年度の実質収支は、12,708,694円である。

①歳 入

歳入予算の執行状況は、次のとおりである。

区分	予算現額 A	調定額B	収入済額 C	不 納 欠損額	収入未済額	収入率 C / A
分担金及び 負 担 金	250,040,000	154,022,820	154,022,820	0	0	61.6

収入の内訳は、広域連合の構成団体である43市町村の負担金が 144,022,820円、老人医療費適正化推進費事業分が10,000,000円である。

執行率が 61.6%にとどまっているのは、職員の時間外勤務手当、市町村等派遣職員人件費負担金及び財務給与システム開発委託料並びに電子機械器具費の歳出見込みが予算額を大幅に下回ったことから、市町村負担金の調定額を見直したためである。

②歳 出

歳出予算の款別執行状況は、次のとおりである。

(単位:円、%)

(単位:円、%)

区		分	予 算 現 額 A	支出済額 В	翌年度	不用額	執行率	構成比
		<i>)</i> 3	1 并 2 版 11	A H IS	繰越額 C	A - (B + C)	B / A	III /4/2 PU
議	会	費	1,173,000	0	0	1,173,000	0	0
総	務	費	245,100,000 141,314,1		0	103,785,874	57.7	100.0
予	備	費	3,767,000 0		0	3,767,000	0	0
	計		250,040,000	141,314,126	0	108,725,874	56.5	100.0

平成18年度においては、議会が開催されなかったため、議会費の執行はなく、総務費のみの支出となった。

支出の主な内容は、各市町村等から派遣を受けている職員に係る人件費相当の負担金、電算システム関連の整備委託料、庁用器具及び電子機械器具の購入費である。

合計執行率が 56.5%にとどまっているのは、職員の時間外勤務手当、市町村等派遣職員人件費負担金及び財務給与システム開発委託料並びに電子機械器具費の支出が予算額を大幅に下回ったためである。

(2) 実質収支に関する調書

調書と決算書を照合したところ、計数は正確であると認められた。

(3) 財産に関する調書

平成18年度中に取得した重要な物品は、次のとおりである。

区分	年度中増減高	年度末現在高
紙折機	1	1
シュレッダー	1	1
印刷機	1	1
カラーレーザープリンター	2	2
フィニッシャー(プリンター付属機器)	2	2
液晶テレビ	1	1
パーソナルコンピューター	4 0	4 0
電話交換機	1	1
金庫	1	1
財務・給与システムソフトウェア	5	5
財務・給与システムサーバ一式	1	1

2. 意 見

大阪府後期高齢者医療広域連合は、平成19年1月17日付けで設立された特別地方公共団体であり、平成18年度一般会計の対象期間は、同日から3月末日までの約2ヶ月半の期間である。

平成18年度の主な業務は、平成20年4月に施行される後期高齢者医療制度の準備事務であり、なかでも、広域連合としての組織体制の基盤整備が主たる内容であった。このため、職員人件費相当の負担金等の経常的経費、広域連合事務局内ネットワーク整備及び制度施行のための広域連合電算システム構築に係る経費が歳出の主要部分を占めているところである。

歳出予算について、多額の不用額を計上しているが、これは、広域連合が後期高齢者医療制度という新たな事務を運営するために設立された団体であり、事務局運営を含めて、予算積算段階において、綿密な積算を行うことが困難であったことから、当初想定していた事業内容と、実際の事務執行との間に大きな乖離を生じた結果であることが認められる。

また、議会費全体についても執行がなされなかったが、これについても、 関係機関との調整により、平成18年度中に議会を開催するに至らなかった ためであることが認められる。

以上のとおり、平成18年度について、予算額とその執行額に乖離が生じたことについては、一定やむを得ない事情があったものと認められるところである。

今後、予算編成を行う際には、事業のあり方、実施手法等を綿密に検討し、 限りある財源を有効に活用するよう努めることが必要である。

また、新たな制度を運営するための適切な組織人員体制のあり方について も、併せて検討していくことが必要である。